

以下のいずれかに該当する障がい者(児)が、支給決定の対象となります。

I. 障がい者(原則 18 歳以上)

●身体障がい者、知的障がい者、指定難病患者

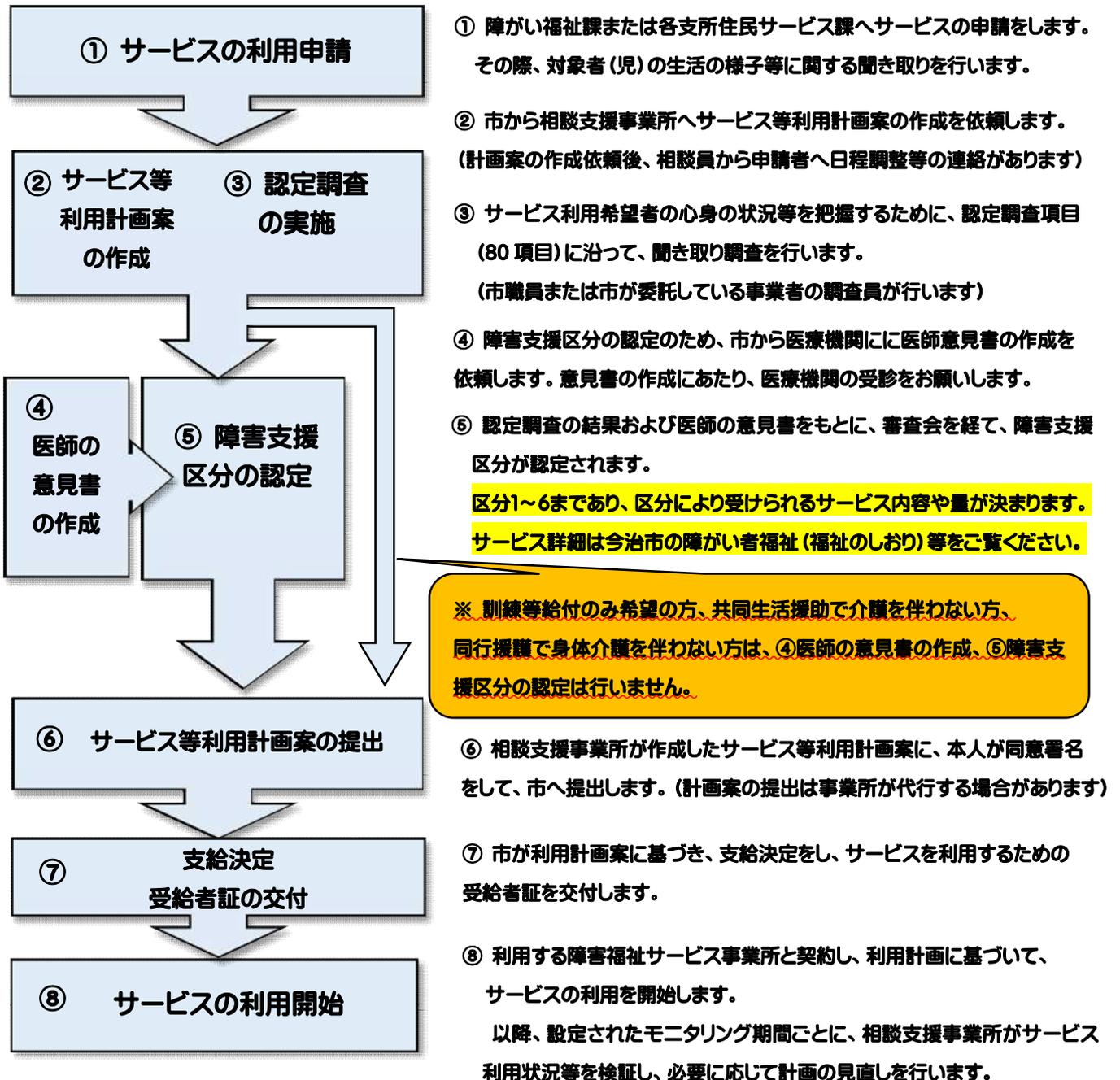
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている、もしくは難病等の患者(障害者総合支援法の対象疾病)

●精神障がい者

- ① 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ② 精神障がいを事由とする障害年金または特別障害給付金を受給している
- ③ 自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付を受けている
- ④ 医師の診断書(国際疾病分類 ICD - 10コードが記載されているものに限る)がある

II. 障がい児(18 歳未満)

- ① 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)の交付を受けている
- ② 特別児童扶養手当または障害児福祉手当を受給している
- ③ 上記①②のいずれにも当てはまらない児童で、今治市が支援の必要性を認めた児童



●利用者負担額について

サービスを利用すると原則1割負担となっておりますが、世帯の所得に応じて、世帯ごとに負担上限月額が設定され、ひと月に利用した回数にかかわらず、それ以上の負担が生じないようにしています。

※市町村民税所得割額については、住宅借入金等特別控除及び寄付金税額控除による税額控除前の市町村民税所得割額にて判定を行います。

○障がい者(18歳以上) ※20歳未満の施設入所者を除く

所得区分	負担上限月額
① 生活保護受給世帯	0円
② 市町村民税 非課税世帯	0円
③ 市町村民税 課税世帯(所得割 16万円未満) ※グループホーム入居者および20歳以上の施設入所者を除く	9,300円
④ 市町村民税 課税世帯(所得割 16万円以上)	37,200円

○障がい児(18歳未満) ※20歳未満の施設入所者を含む

所得区分	負担上限月額	
① 生活保護受給世帯	0円	
② 市町村民税 非課税世帯	0円	
③ 市町村民税 課税世帯 (所得割 28万円未満)	通所・居宅利用	4,600円
	入所施設利用	9,300円
④ 市町村民税 課税世帯(所得割 28万円以上)	37,200円	

●所得区分を判定する際の世帯の範囲について

利用者	世帯の範囲
障がい者 ※20歳未満の施設入所者を除く	利用者本人とその配偶者
障がい児 ※20歳未満の施設入所者を含む	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

●利用者負担(食費など)の軽減について

軽減の種類	対象者(所得区分)	
医療型個別減免(療養介護サービス利用者) 医療費と食事療養費の実費負担の軽減	20歳未満	全所得区分(①~④)
	20歳以上	②
補足給付(施設入所者) 食費や光熱水費の実費負担の軽減	20歳未満	全所得区分(①~④)
	20歳以上	①、②
補足給付(グループホーム入居者) 家賃の実費負担の軽減 ※月額1万円が上限	①、②	
食費軽減措置(生活訓練、短期入所、就労継続支援など) ※施設入所者を除く	①、②、③ ※所得区分④であっても、グループホーム入居者で、所得割16万未満であれば対象	

【問合せ先】

今治市福祉事務所 障がい福祉課 障がい者支援係

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

TEL: 0898-36-1527 FAX: 0898-32-5267